

第2期福岡県アレルギー疾患対策推進計画 (素案)

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

令和5年11月

目 次

第 1 章 計画の基本方針

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	対象とするアレルギー疾患	2
4	計画の期間	2
5	施策の柱	2
6	各主体の責務	3

第 2 章 アレルギー疾患を取り巻く現状と課題

1	アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防	
(1)	アレルギー疾患を有する者やその家族等への適切な情報提供	5
(2)	生活環境の改善	9
2	アレルギー疾患に係る医療提供体制	
(1)	アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備	10
(2)	アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者の人材育成	10
3	アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上	
(1)	アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成	12
(2)	アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制	12
(3)	相談体制の充実	13
(4)	<u>災害時に備えた啓発の推進</u>	13

第 3 章 アレルギー疾患対策推進のための施策

1	アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防	
(1)	アレルギー疾患を有する者やその家族等への適切な情報提供	14
(2)	生活環境の改善	15

2	アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保	
(1)	アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備	16
(2)	アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成	17
3	アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上	
(1)	アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成	17
(2)	アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保	17
(3)	相談体制の充実	18
(4)	<u>災害時に備えた啓発の推進</u>	18

第4章 アレルギー疾患対策推進体制

1	アレルギー疾患対策推進協議会	19
2	アレルギー疾患医療提供体制	19

参考資料

1	アレルギー疾患対策基本法	22
2	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針	28
3	福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱	38
4	福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定に関する要綱	40

第1章 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

アレルギー疾患とは、アレルギーを引き起こす原因物質（アレルゲン）が体内に侵入することにより、免疫が過剰に反応し、粘膜や皮膚に慢性炎症を生じる疾患です。アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎等様々ありますが、小児の場合は、どれかひとつだけを発症することは少なく、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、また年齢を経るごとにアレルギー疾患を次から次へと発症し得ること等の特徴があるため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勘案した診療が必要となります。

また、アレルゲンの曝露の量や頻度により症状の程度に変化が生じることから、アレルギー疾患を有する者の生活環境や生活の仕方、並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響されます。

近年、アレルギー疾患は、医療の進歩により、適切な治療を行うことで症状の軽快やコントロールを図ることがおおむね可能となってきました。現在は、インターネットの普及等により、アレルギー疾患に関する各種の情報を入手できるようにはなりましたが、民間療法に関する情報も普及し、なかには不適切な情報等もあり、県民にとって正しい情報を取捨選択することが困難な状況になっています。

このように、アレルギー疾患は生活環境の多様で複合的な要因に影響され、症状の悪化や治療のために長期にわたり生活の質を損なうために、適切な情報提供を求められていることから、総合的にアレルギー疾患対策を推進する必要があります。

こうした状況を鑑み、本県では、平成27年12月25日に施行された「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号。以下「法」という。）及び平成29年3月21日に策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）に基づき、令和2年3月に、「福岡県アレルギー疾患対策推進計画（令和2年度～令和5年度。以下「計画」という。）」を策定し、アレルギー疾患対策を総合的に推進してきたところです。

次期計画の策定に当たっては、令和4年3月に改正された基本指針や、アレルギー疾患を取り巻く現状を踏まえた取組の強化、及び福岡県アレルギー疾患医療拠点病院（福岡病院。以下「拠点病院」という。）を中心とした医療提供体制の構築を図り、本県におけるアレルギー疾患対策をより一層推進してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第 13 条に基づき策定します。

また、「福岡県総合計画」¹、「福岡県保健医療計画」²、「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか 21）」³と整合性を図るものとします。

3 対象とするアレルギー疾患

本計画におけるアレルギー疾患は、法第 2 条の定義に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものとします。

「<参考>アレルギー疾患について」参照

4 計画の期間

令和 **6** 年度から令和 **11** 年度までの **6** 年間とします。

ただし、必要があるときは、策定から **6** 年を経過する前であっても計画の見直しについて検討を行います。

5 施策の柱

法第 20 条において、地方公共団体は、国の施策とあいまって、地域の実情に応じて施策を講じるように努めるとされています。

これを受け、本県では、施策の柱を次のとおりに整理し、現状や課題を踏まえて取り組むべき施策について示し、アレルギー疾患対策に総合的に取り組むこととします。

【施策の柱 1】 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

【施策の柱 2】 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

【施策の柱 3】 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

¹ 福岡県総合計画：県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる計画です。

² 福岡県保健医療計画：医療法第 30 条の 4 の規定による医療計画で、県の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な計画です。

³ 福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか 21）：健康増進法第 8 条第 1 項に規定する都道府県健康増進計画で、県民の健康の増進の推進に関する施策についての基本となるべき計画です。

6 各主体の責務

本県におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、県及び市町村、医療関係者、学校等の施設設置者又は管理者、県民が互いに協力し、アレルギー疾患対策に取り組むこととします。

【県及び市町村】

本県のアレルギー疾患の現状や課題を捉え、アレルギー疾患対策に関し、国、県、市町村が連携を図りつつ、福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会と連携して、診療連携体制や情報提供等、本県の特性に応じた施策を策定し、実施するよう努める。

【医療関係者】

医師その他の医療関係者は、県が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者及びその家族の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努める。

【学校等の設置者等】

学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障がい者が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、県が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障がい者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするように努める。

【県民】

アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努める。

＜参考＞ アレルギー疾患について

【気管支ぜん息】

気道の慢性的な炎症、気道狭窄により、繰り返しの咳やぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）、呼吸困難が生じます。ハウスダスト、イヌやネコなどの動物のフケや毛などアレルギーとなるものは様々です。

【アトピー性皮膚炎】

強いかゆみを伴う湿疹が、目や耳のまわり、首、肘や膝の関節の内側、裏側の皮膚に現れ、ひどくなると全身に広がります。皮膚の乾燥やバリア機能の低下により発症し、ダニやカビ等のアレルギー、刺激物質が皮膚炎を悪化させる原因になります。

【アレルギー性鼻炎】

くしゃみと鼻水、鼻づまりが主な症状です。主なアレルギーは、通年において症状を引き起こすダニやホコリ、季節性のスギやヒノキなどの花粉によるものがあります。

【アレルギー性結膜炎】

主な症状は目のかゆみで、充血、異物感、涙目なども伴います。ハウスダストやダニのほか、季節性では花粉が原因になります。

【花粉症】

花粉を原因として引き起こされるアレルギー反応で、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみや充血などの症状が現れます。

【食物アレルギー】

特定の食物を摂取することによって、蕁麻疹、湿疹、嘔吐、下痢、咳などの症状が引き起こされます。皮膚、呼吸器、循環器、消化器などの臓器に症状が現れるとアナフィラキシーショック⁴という生命を脅かす危険な状態に至る場合もあります。

【その他政令で定めるもの】

令和6年3月末現在、政令で定められたものはありません。

⁴ アナフィラキシーショック：食物やハチの毒、薬剤等のアレルギーの侵入により、皮膚や粘膜、呼吸器、消化器、循環器等、複数の臓器に全身性にアレルギー症状が引き起こされ、生命に危機を与え得る過敏反応を「アナフィラキシー」といい、血圧低下や意識障害を伴う場合を「アナフィラキシーショック」といいます。

第2章 アレルギー疾患を取り巻く現状と課題

1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

(1) アレルギー疾患を有する者やその家族等への適切な情報提供

アレルギー疾患は有病率が高く、日常生活において何らかの影響を受けている方が多い一方で、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症や重症化に関わっています。

発症や重症化を予防するためには、疾患の管理、生活環境の管理、アナフィラキシーショックのように突然症状が増悪する場合の緊急時の対応等について、正しく理解し、適切な自己管理を継続的に実践することが大切です。

このような中で、インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する情報はあふれており、適切な情報を選択することが難しくなっています。

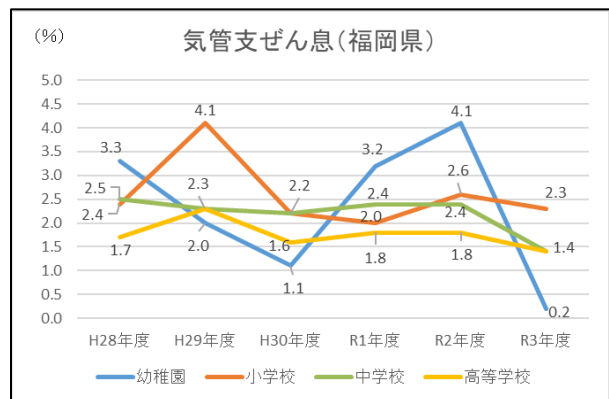
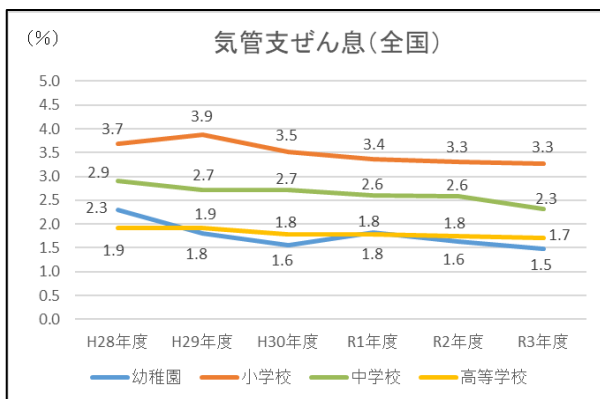
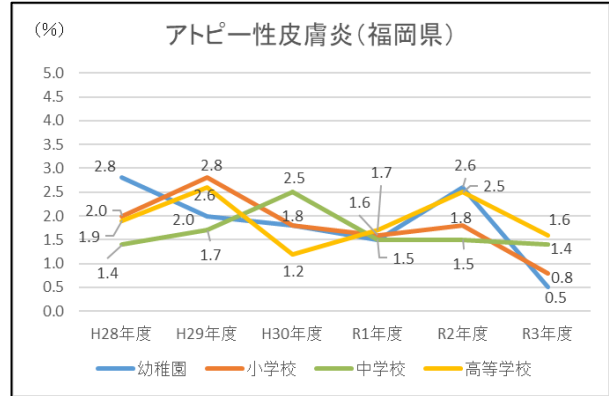
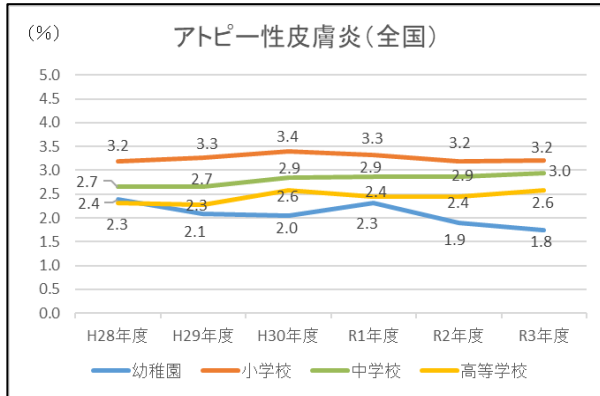
適切な医療につながらない場合や、安易な医療中断により重症化を招く恐れも考えられます。

こうしたことから、アレルギー疾患を有する者やその家族、妊婦や乳幼児の保護者、アレルギー疾患を有する者を支援する関係機関の職員等が、アレルギーの除去や回避、アレルギー免疫療法を含めた発症及び重症化予防、症状の軽減方法等、科学的根拠に基づいた正しい知識を入手できる環境を整えていくことが必要です。

幼児、児童及び生徒の被患率の推移

全国ではアトピー性皮膚炎の被患率は横ばい、気管支ぜん息の被患率はやや減少傾向となっています。

本県では明らかな増減は認められません。

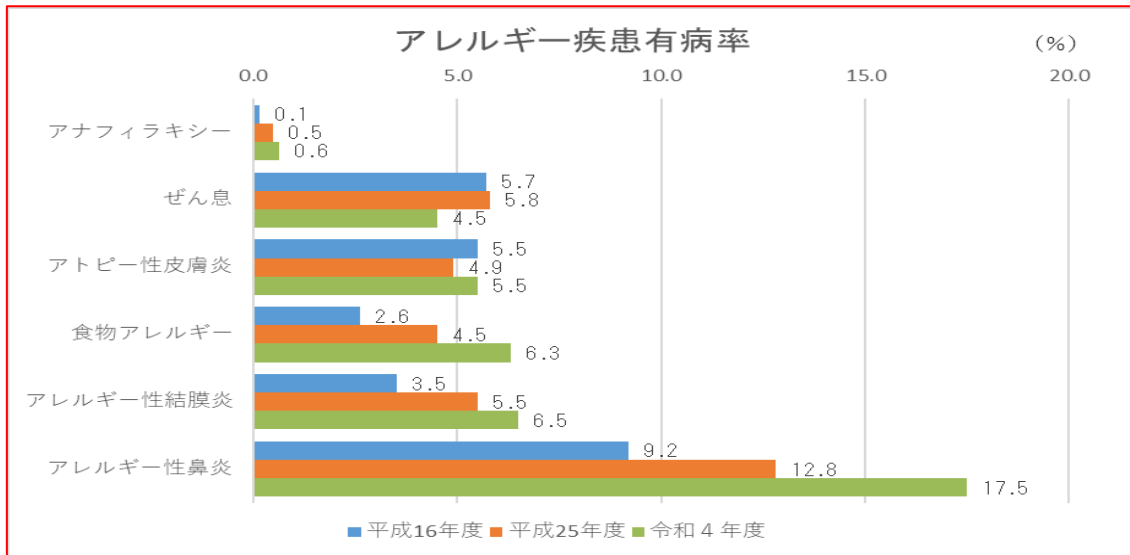


<出典> 文部科学省「学校保健統計調査」

全国の学校における児童、生徒の有病率の推移

令和4年度のアレルギー疾患の有病率は、「アレルギー性鼻炎」が最も高く、次いで「アレルギー性結膜炎」、「食物アレルギー」となっています。

また、「アレルギー性鼻炎」、「アレルギー性結膜炎」、「食物アレルギー」は増加しています。

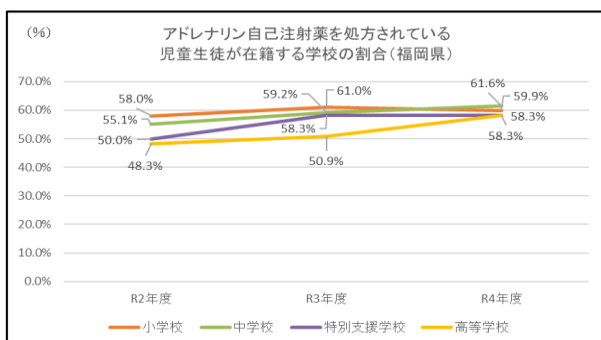
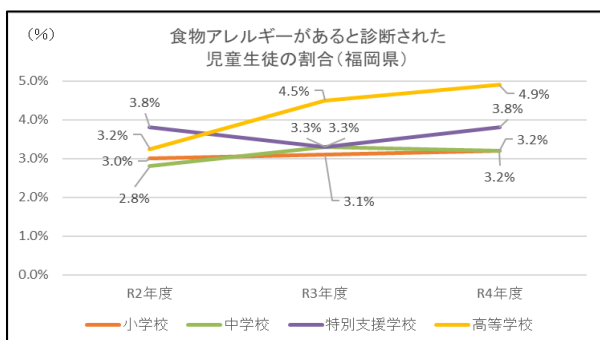


<出典> 公益財団法人日本学校保健会「令和4年度 アレルギー疾患に関する調査報告書」

本県食物アレルギー等に係る児童、生徒の現状

食物アレルギーがあると診断された児童生徒の割合は、高等学校では増加傾向、その他は横ばいです。

アドレナリン自己注射薬⁵を処方されている児童生徒が在籍する学校の割合も、高等学校では増加傾向、その他は横ばいとなっており、令和4年度にはいずれも5割を超えています。



<出典> 福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課「『食に関する指導』等の状況調査」

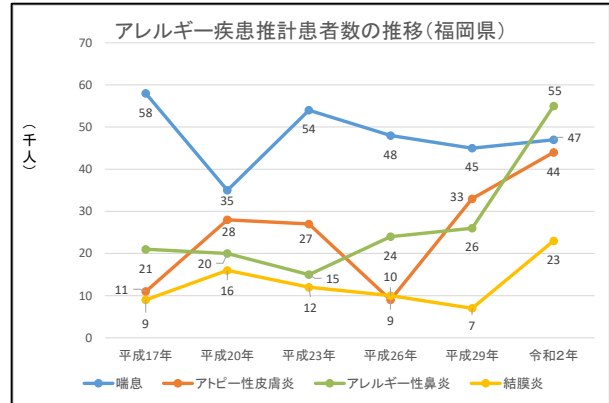
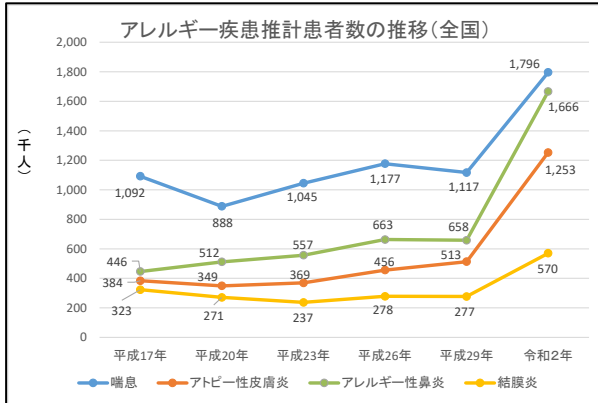
⁵ アドレナリン自己注射薬：アナフィラキシーの既往がある患者やリスクの高い患者に処方される注射薬です。アナフィラキシー出現時に、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤として使用されます。投与後は直ちに医療機関を受診する必要があります。

アレルギー疾患の推計患者数の推移

全国ではアレルギー疾患推計患者数は、横ばい又は増加傾向となっています。

本県では明らかな増減は認められません。

なお、令和2年は、推計方法の見直しにより、過去の調査と比べて数値が高くなっています。



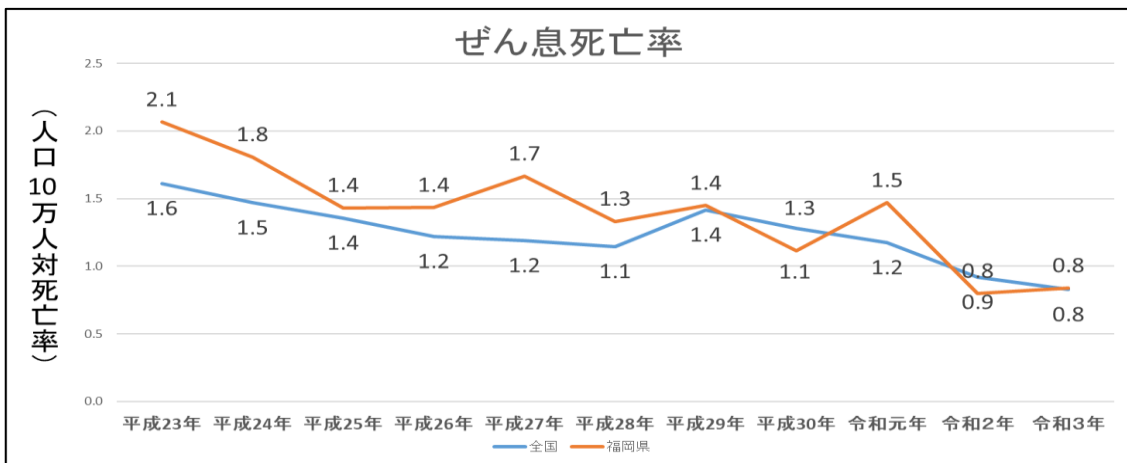
<出典> 厚生労働省「患者調査」

ぜん息による死亡率の推移、年齢階級別の死亡者数

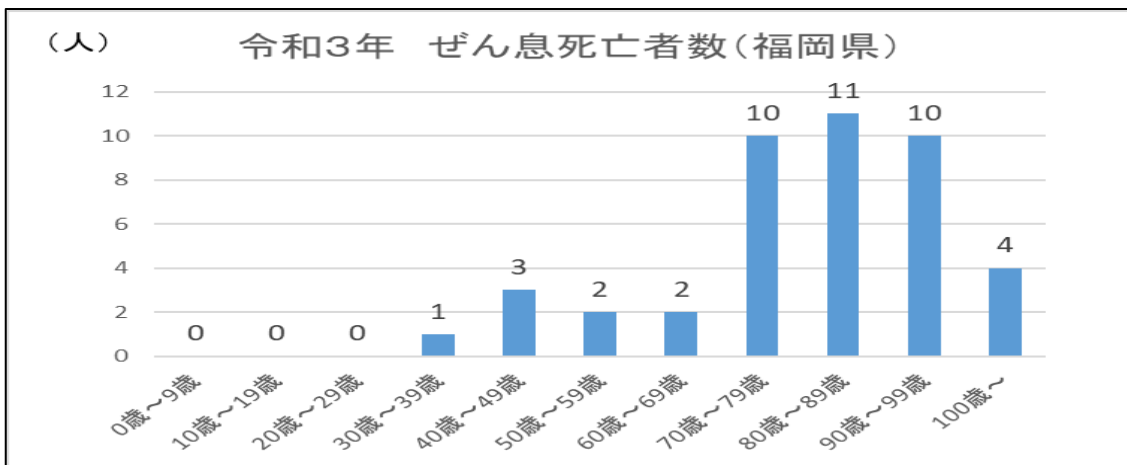
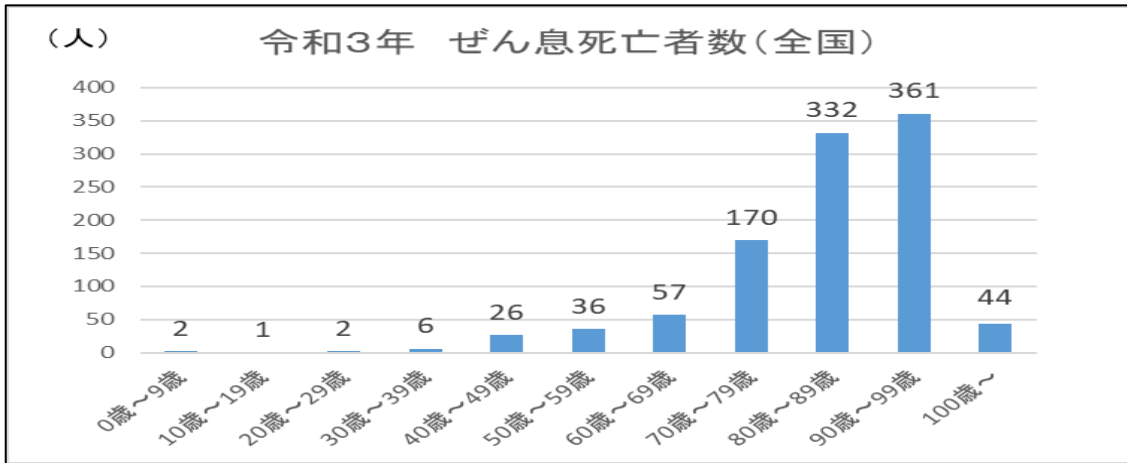
ぜん息による死亡率は、全国、本県ともに減少傾向にあります。

令和3年のぜん息による死亡者数を年齢階級別にみると、全国、本県ともに高齢者が多くなっています。

(注) 高齢者のぜん息死にはCOPD(慢性閉塞性肺疾患)等の混入の問題が指摘されています。



<出典> 人口動態調査(厚生労働省)のぜん息死亡数、人口推計(総務省)の総人口を用いて作成



<出典> 人口動態調査(厚生労働省)のぜん息死亡数を用いて作成

(2) 生活環境の改善

アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、症状を軽減するためには、アレルギーに曝露しないことが有効とされています。

アレルギーには、卵・牛乳、小麦等の食品をはじめ、住まいのダニやほこり、自然の中のスギ、ヒノキ等の花粉、大気中の原因物質等など、生活環境の中には様々な因子が存在します。

また、たばこの煙は気管支ぜん息の発症や結膜炎の悪化に影響することがあります。

このため、免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ、基本的には、アレルギーの除去や回避・軽減させるための生活環境の改善が必要です。

2 アレルギー疾患に係る医療提供体制

(1) アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備

アレルギー疾患は、疾患別に診療ガイドライン⁶が整備されており、医学的知見に基づく適切な医療を提供することで症状のコントロールがおおむね可能となっています。一方で、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の多岐にわたることから、多くの患者を診療している地域のかかりつけ医に対し、アレルギー疾患の標準的治療に関する情報を常に提供できる環境を整備する必要があります。

また、アレルギー疾患の中には、診断が困難なものや、標準的治療では病態が安定しない重症や難治性のものがあるため、アレルギー疾患医療の拠点となる医療機関が、適宜、診断・治療を行う診療連携体制が構築されることが重要です。

(2) アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者の人材育成

診療所や一般病院は、かかりつけ医として発症早期や軽症の患者の多くの診療を担うことから、アレルギー疾患について適切な医療を提供していく必要があります。

そのためには、かかりつけ医が、アレルギー診療ガイドラインに基づいた適切な治療を行う上で、日常診療において必要不可欠な基本的知識や技能を習得する必要があります。

また、診療ガイドラインに基づいた標準的な医療を提供するに当たっては、医師のみならず、薬剤師や看護師、臨床検査技師等の果たすべき役割も大きいことから、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の資質向上が重要です。

⁶ 診療ガイドライン：診療上、複数の選択肢がある場合等において、科学的根拠に基づき、医療行為によってもたらされる効果と有害事象のバランスなどを評価し、最適と考えられる診療方法を示したものです。

本県のアレルギー診療を行う医療機関等

本県のアレルギー専門医⁷は小児科が最も多く、次いで内科、皮膚科となっています。

本県のアレルギー科を標榜する医療機関は病院が12機関、診療所が283機関で、計295機関となっています。

アレルギー診療を実施している医療機関は6割程度であり、実施している診療科は、内科が最も多く、次いで小児科、皮膚科となっています。

診療しているアレルギー疾患はアレルギー性鼻炎が最も多く、次いで花粉症、気管支ぜん息となっています。

実施しているアレルギー検査は、血液検査が最も多く、次いで胸部X線、呼吸機能検査となっています。食物負荷試験を実施している医療機関は少数にとどまっています。

実施しているアレルギー治療は、舌下免疫療法が最も多く、次いで生物学的製剤、紫外線治療となっています。その他の治療は、主に内服や外用、点眼、点鼻となっています。

	内科	小児科	耳鼻咽喉科	皮膚科	眼科	総数
本県のアレルギー専門医数	56名	76名	4名	20名	3名	159名

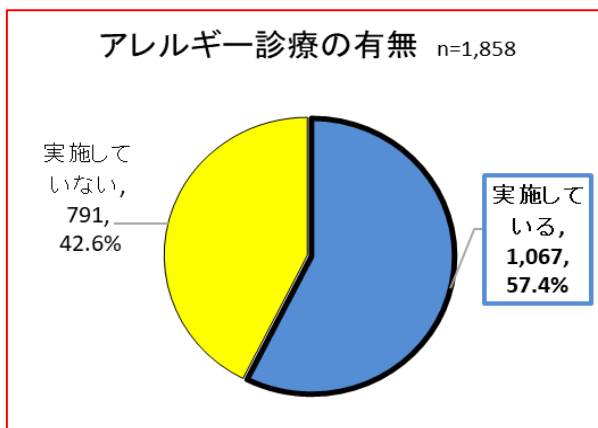
<出典> 一般社団法人日本アレルギー学会ホームページ

(令和5年8月末現在)

	病院	診療所	総数
本県のアレルギー診療を行う医療機関数	12機関	283機関	295機関

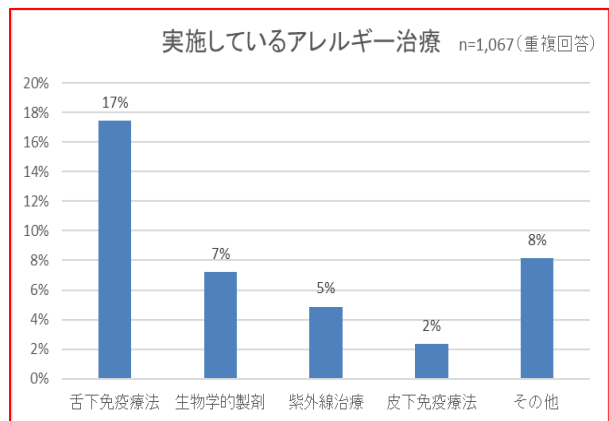
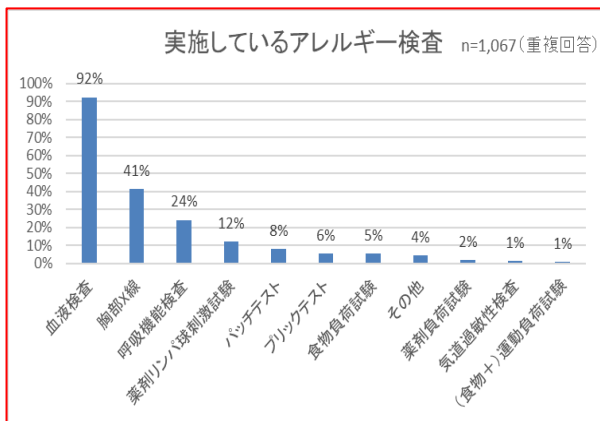
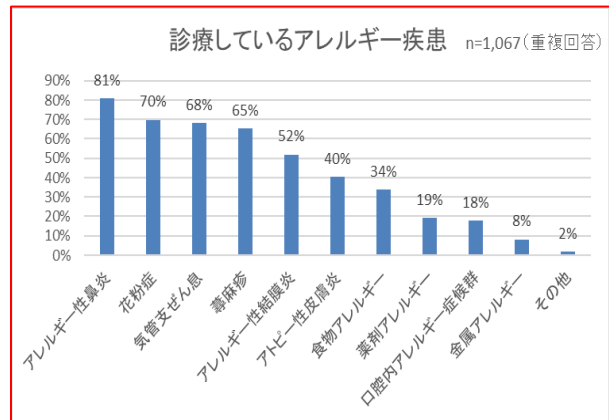
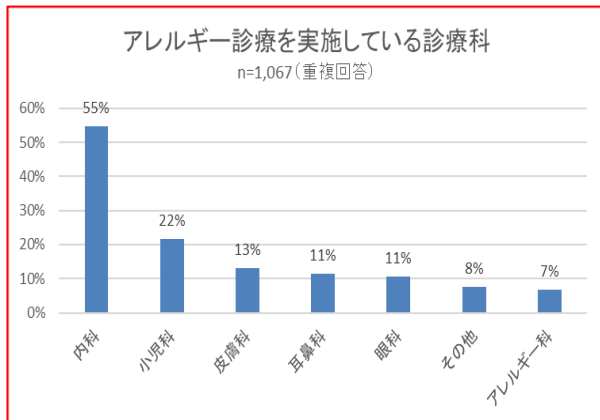
<出典> ふくおか医療情報ネット⁸

(令和5年8月末現在)



⁷ 日本アレルギー学会の認定資格。内科、小児科等の基本領域の専門医の資格を有し、一定の臨床経験やアレルギー疾患の診療実績等が必要で、認定試験に合格した者。5年毎の更新が必要。

⁸ ふくおか医療情報ネット：県が医療法第6条の3第5項の規定に基づき、県内の病院、診療所又は助産所の医療機能情報をインターネット上に公表するシステムです。診療科や所在地等の条件で医療機関を検索したり、夜間・休日に受診できる医療機関や在宅当番医等を検索することができます。



＜出典＞ 拠点病院（福岡病院）「令和3年 アレルギー疾患に係る医療機関調査」

3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

(1) アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成

アレルギー疾患は、急激な症状の悪化を繰り返すものや、発症する部位も呼吸器、皮膚、眼など様々であるため、緊急時の適切な対処や個々の症状に応じたきめ細かな対応が必要です。

また、症状の悪化や治療のための通院や入院により、休園、休学、休職等を余儀なくされるため、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。

このため、アレルギー疾患を有する者やその家族に対応する機会が多い保健師、助産師、管理栄養士・栄養士等の専門職の資質向上を図ることが重要です。

(2) アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制

アレルギー疾患の発症予防や生活の質を維持するためには、保育所や幼稚園、学校等の施設、職場、地域において、アレルギー疾患を有する者やその家族を支援する関係者がアレルギー疾患について正しく理解し、適切な支援を提供できる体制づくりが必要です。

特に、学校や施設等でアナフィラキシーショックなどを引き起こした場合の緊急対応は非常に重要であるため、学校等の関係者は日頃からアレルギー疾患を有する者や家族、施設、医療機関等と連携を図り、体制を整備しておく必要があります。

(3) 相談体制の充実

アレルギー疾患を有する者やその家族が、アレルギー疾患について正しく理解し、適切な自己管理を継続するためには、個々に応じた専門的な助言や具体的な情報が得られる環境が重要です。

また、学校等の関係者が日頃からアレルギー疾患に関する必要な情報を入手でき、必要な場合に専門的助言が受けられる相談体制の整備が必要です。

(4) 災害時に備えた啓発の推進

災害時には、避難生活を余儀なくされ、アレルギーの状態に応じた生活環境や食品等の確保が難しい場合があります、症状の悪化が懸念されます。

そのため、アレルギー疾患を有する者やその家族に対して、災害時の対応や平時からの備えを周知することが必要です。

また、避難所の管理者等が食物アレルギーに対応した食品等の備蓄や、避難所での適切な対応を行うことができるよう支援することが必要です。

第3章 アレルギー疾患対策推進のための施策

第2章の課題を踏まえ、本県では、アレルギー疾患に関して、県民の安全・安心な生活の実現を図るため、自己管理可能な疾患となることを目指します。

そのためには、アレルギー疾患を有する者やその家族、妊婦や乳幼児の保護者等が必要な情報や正しい知識を得ること、生活環境を改善すること、地域や世代に関わらず適切な医療を受けること、相談支援や日常的に患者と関わる保育所や学校の職員等の関係者からの支援を受けることができるよう、次の施策に取り組みます。

1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

(1) アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供

① 一元的な情報の提供

アレルギー疾患を有する者やその家族が正しい知識のもとに適切に自己管理ができ、また、アレルギー疾患を有する者を支援する関係機関の職員等が適切に指導できるよう、以下の内容を県や拠点病院ホームページで提供します。

ア アレルゲンの除去や回避、アレルゲン免疫療法を含めた発症及び重症化予防、症状の軽減方法等の科学的根拠に基づいた最新の情報

イ アレルギー疾患を有する者の自己管理のための情報、専門医・医療機関情報、研修会や各種マニュアル等の情報

県民がアレルギー疾患に関する正しい情報を得ることができるよう、広く情報発信していきます。

【個別目標】

福岡病院アレルギーセンターホームページの内容の充実を図ります。

② アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発

アレルギー疾患を有する者やその家族の平時からの自己管理が重要であるため、拠点病院と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民に対して講習会を実施します。

また、妊婦や乳幼児の保護者に対してリーフレット等を利用した周知を行う等、出生前から正しい知識を普及啓発します。

(2) 生活環境の改善

① 大気環境の情報提供

大気汚染の原因となる二酸化硫黄や二酸化窒素⁹、一酸化炭素¹⁰、浮遊粒子状物質（SPM）¹¹、光化学オキシダント¹²、微小粒子状物質（PM_{2.5}）¹³について、環境基準を達成できているか、県内の測定局において大気測定を行います。

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、移流等の影響により一定濃度以上になった場合、外出や屋外作業の自粛、洗眼やうがいの勧奨等の注意を呼びかけます。

また、地域住民や学校等に迅速な情報提供を行うために、毎時の常時監視データを県ホームページで公開するとともに、県の防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」¹⁴や[県公式SNS](#)を利用した情報発信も行います。

② 大気汚染の防止

大気汚染防止法等に基づき、ばい煙¹⁵等の発生源である工場・事業場の監視を行い、必要に応じて行政指導を行います。

大気汚染への影響が大きい自動車の排出ガスについては、自動車排出ガス測定局における監視を継続するとともに、低公害車等の導入について、広く普及啓発を行います。

③ 花粉症対策

花粉症の原因の一つであるスギ・ヒノキの花粉飛散を予測するため、県内の花粉の飛散状況に関する情報提供を支援していきます。

また、花粉の飛散を抑えるため、県内の苗木生産者と連携した少花粉スギ¹⁶苗木の生産や、同苗木の植栽に対する支援を継続して取り組み、森林

⁹ 二酸化硫黄や二酸化窒素：主に石油や石炭等の燃料の燃焼に伴い発生します。

¹⁰ 一酸化炭素：主に自動車から排出されます。

¹¹ 浮遊粒子状物質（SPM）：浮遊している粉じんのうち粒径が10 μm以下の細かい粒子のことで、工場等から排出されるばいじん及び粉じん、自動車から排出される黒煙、黄砂や火山活動等の自然現象によるもの等、多種多様あります。

¹² 光化学オキシダント：自動車の排出ガスや工場からの煙に含まれている窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こし生成される物質です。酸化力の強い物質で、濃度が高くなると目や喉に刺激を及ぼすことがあります。

¹³ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒径が2.5 μm以下の物質です。粒子が小さいため肺の奥まで入り込みやすく、呼吸器等に影響するとされています。

¹⁴ 防災メール・まもるくん：県内の地震・津波、台風、大雨等の防災気象情報や避難勧告、福岡県避難支援マップ等の防災に役立つ情報等をメールで提供するシステムです。

¹⁵ ばい煙：物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質をいいます。

¹⁶ 少花粉スギ：花粉の量が一般のスギに比べ約1%以下で、ほとんど花粉を発生させない品種のことです。

の適切な整備を図ります。

④ アレルギー物質を含む食品表示の充実

アレルギー疾患患者の食品の安全を確保するため、アレルギー物質に関する適正な表示について、食品関係営業施設等に対し、監視指導の際に適合状況を確認するとともに、流通食品の収去検査を実施します。

また、アレルギー表示¹⁷に違反した食品を自主回収する場合には、食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」で届出の対象となります。県では本報告制度について県民及び事業者に周知するとともに、適切に運用します。

⑤ 受動喫煙の防止

喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、普及啓発に努めます。

また、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法が改正されたことを踏まえ、多数の者が利用する施設等の一定の場所での受動喫煙対策を推進します。

2 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

(1) アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備

① アレルギー疾患医療拠点病院の整備

診断が困難な症例や標準治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う拠点病院として、平成31年4月に独立行政法人国立病院機構福岡病院を指定しました。

アレルギー疾患を有する者が居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、拠点病院が中心となって、アレルギー疾患を有する者や家族等に対し具体的で分かりやすい情報の提供を行い、医療従事者への人材育成等に取り組むことにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上を促進します。

② アレルギー疾患診療連携体制の構築

何らかのアレルギー疾患に罹患する患者が非常に多いこと、さらに患者の利便性をかんがみると、アレルギー診療はかかりつけ医を中心に行うことが望まれます。

¹⁷ アレルギー表示：食品表示法に基づき、特定原材料（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、くるみ）を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品については基準に則った表示が義務付けられています。

そのため、定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、診療所や一般病院での標準的治療では病態が安定しない重症、難治性の患者等に対しては、拠点病院で診療を行い、病態が安定化し、治療方針が定まった場合には、かかりつけ医に戻す等の患者の紹介・逆紹介を進めていくことで、アレルギー疾患診療連携体制の構築を推進していきます。

③ アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供

アレルギー疾患患者が適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患を診療する医療機関情報について、ホームページ等で提供していきます。

(2) アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成

アレルギー疾患患者に標準的な治療が提供できる体制の確保を図るため、拠点病院と連携し、最新の科学的知見に基づいたアレルギー疾患に係る知識、保健指導等の技術習得のための研修会を開催し、医師会等の関係団体と連携することにより、医師、看護師、薬剤師等の多くの医療従事者が受講できるように取り組み、アレルギー疾患医療の底上げを図ります。

【個別目標】

医療従事者研修会の内容の充実を図ります。

3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

(1) アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成

アレルギー疾患を有する者やその家族、妊婦や乳幼児の保護者等に対応する機会が多い保健指導従事者については、その職種の専門性を活かして、アレルギー疾患の予防や管理ができるよう、正しい知識及び技術の習得のための研修会を実施します。

(2) アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保

日常的に患者へ接している学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者支援施設等の職員に対しては、基本的な知識に加え、急激なぜん息発作やアナフィラキシーショック等の緊急時の対応に備えることができるよう、研修会の定期的な実施や国、県、関係団体が作成するガイドラインやマニュアルの周知を図ります。

(3) 相談体制の充実

アレルギー疾患を有する者やその家族の様々な不安や悩みに対応でき、個々に応じた適切な情報提供や指導ができるよう、相談体制を充実させます。

また、アレルギー疾患を有する者やその家族に対応する機会が多い保健指導従事者や、日常的にアレルギー疾患を有する者へ接している学校や児童福祉施設等の職員からの相談にも対応します。

【個別目標】

福岡県アレルギー相談窓口での対応の質の向上を図ります。

(4) 災害時に備えた啓発の推進

アレルギー疾患を有する者やその家族に対し、平時からの災害への備えや災害発生時における対応について、ホームページ等で周知を図ります。

また、避難所の管理者が食物アレルギーに対応した食品等の備蓄や、避難所等で適切な対応を行うことができるように、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署と連携し、「避難所運営マニュアル作成指針」や「災害時健康管理支援マニュアル」等を整備し、市町村に対する周知を行います。

第4章 アレルギー疾患対策推進体制

1 アレルギー疾患対策推進協議会

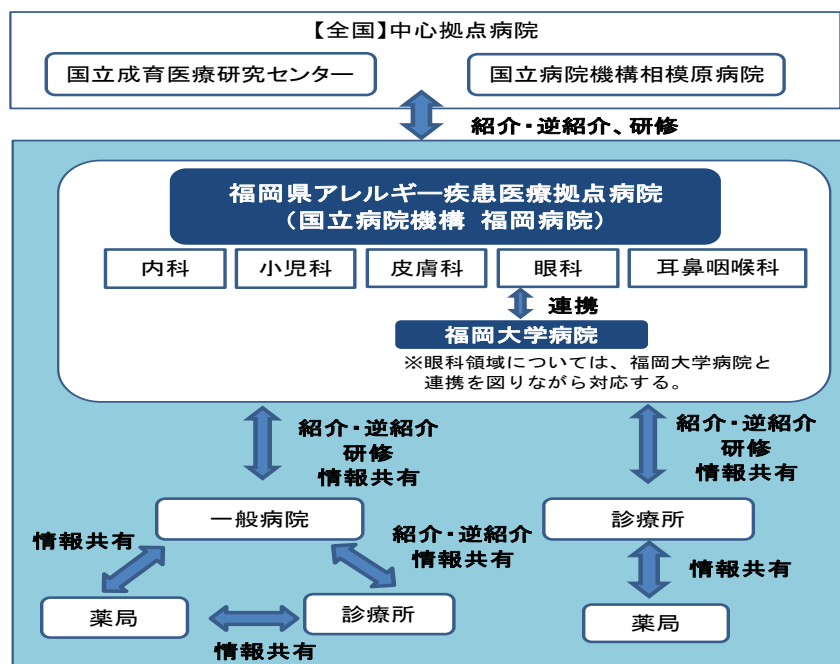
本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進していくため「福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置しています。

本県のアレルギー疾患の現状や課題を捉え、平成29年3月21日に告示された基本指針（令和4年3月改正）に沿った効果的な施策を推進するために、専門家、医療関係者、関係行政機関の職員等の意見を取り入れながら、計画の見直し、アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備、情報提供及び人材育成について協議を行います。

2 アレルギー疾患医療提供体制

拠点病院である国立病院機構福岡病院は内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の各領域で、地域の診療所や一般病院と連携し、適宜、重症及び難治性患者の診療を行うとともに、医療従事者等に対する研修会を実施します。また、中心拠点病院が開催する研修会や会議に出席し、専門的知識と技術の取得、情報共有により、アレルギー疾患医療の均てん化に向けて取り組みます。

地域の診療所や一般病院は、科学的知見に基づく適切な医療を提供するために拠点病院と連携して診療を行うとともに、拠点病院が実施する研修会に積極的に参加します。薬局は、患者に対し安全な医薬品による治療を提供するために、医療機関と連携をとりながら、適切な情報提供や指導を行います。



<参考> 拠点病院の役割について

福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定に関する要綱（平成31年3月7日施行）より抜粋

① 診療

診療が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

② 情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。

また、福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。

③ 人材育成

福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を基に、福岡県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。

④ 研究

福岡県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、福岡県のアレルギー疾患対策の推進を支援する。

また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研修等に協力する。

⑤ 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援

福岡県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関係する諸問題に対して、市町村の教育委員会や市町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。

参 考 資 料

- 1 アレルギー疾患対策基本法
- 2 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針
- 3 福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱
- 4 福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の指定に関する要綱

～ (略) ～